

江戸川区農地管理基準

令和3年3月9日
江戸川区農業委員会

1 保全管理基準

- (1) 現に農業の用に供されている農地であること。
- (2) 肥培管理基準に従い耕作がされていること。
- (3) 建物（納屋・作業小屋・畜舎等）や温室、ビニールハウスは、農業用として使用すること。
※日常生活や農業以外の用途で使用しないこと。
- (4) 駐車スペース及び通路は、農業用で最小限とすること。
※農業用資機材以外のものを一時置場として使用していないこと。
- (5) 圃場が垣根等で囲われている場合、垣根等が適正に管理され、道路側垣根等越しに圃場を見通すことができる状態であること。

2 肥培管理基準

- (1) 畑（果樹・植木畑を含む。）として整然と管理されており、人の手が行き届いていることが判然としていること。
- (2) 年1回以上の耕耘がなされていること。（果樹・植木畑を除く。）
- (3) 雑草の繁茂がないこと。
- (4) 野菜くず、せん定枝、落下した果樹等が放置されていないこと。
- (5) 竹林の場合、見通しが良く手入れをされている状態であること。

3 改善指導

保全管理基準、肥培管理基準を満たしていない場合は、農地の状況に応じて、以下の改善指導を行うこととする。

- (1) 農業委員、農業委員会事務局による口頭指導
- (2) 農業委員長名による文書指導
- (3) (1)、(2)の指導に応じない場合、繰り返し農業委員会が個別指導を行い、その指導は改善・是正されるまで行う。

〈参 考〉

- ・「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法第2条1項）。
- ・「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じて肥培管理を行い、作物を栽培することをいう。
- ・「肥培管理」とは、作物の生育を助けるための農作業一般をいい、必ずしも施肥を要件とするものではない。
- ・「耕作の目的に供される土地」とは、現在耕作されていなくても耕作しようとするばいつでも耕作できるような土地も含まれる。